

国土交通省訓令第 8 号

改正

平成 20 年 4 月 日国土交通省訓令第 号

国土交通省災害対策本部の設置に関する訓令を次のように定める。

平成 15 年 3 月 31 日

国土交通大臣 扇 千景

国土交通省災害対策本部の設置に関する訓令

(設置及び目的)

第 1 条 非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、事務次官は、臨時に国土交通省に国土交通省非常災害対策本部（以下「非常災害対策本部」という。）を設置することができる。

2 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、大臣は、臨時に国土交通省に国土交通省緊急災害対策本部（以下「緊急災害対策本部」という。）を設置することができる。

3 事務次官又は大臣に事故があるときは、あらかじめ大臣の指名する者が、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

(非常災害対策本部の組織)

第 2 条 非常災害対策本部は、本部長、本部長代行、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 本部長 事務次官

(2) 本部長代行 技監及び本部長が指名する国土交通審議官

- (3) 副本部長 総合政策局長及び河川局長
- (4) 本部員 官房長、大臣官房総括審議官、大臣官房技術総括審議官、大臣官房技術審議官、大臣官房官庁営繕部長、国土計画局長、土地・水資源局長、都市・地域整備局長、河川局砂防部長、道路局長、住宅局長、鉄道局長、自動車交通局長、海事局長、港湾局長、航空局長、北海道局長、政策統括官、国土地理院長、気象庁長官及び海上保安庁長官のうち、その都度本部長が指名する者

- 2 本部長は、非常災害対策本部の事務を総括する。
- 3 本部長代行は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、あらかじめ大臣が定めた順序で、その職務を代理する。
- 4 副本部長は、本部長を助け、本部長及び本部長代行に事故があるときは、あらかじめ大臣が定めた順序で、その職務を代理する。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、第1項第4号に掲げる者以外の者を本部員として参加させることができる。
- 6 主たる被害及び実施すべき災害応急対策が一の部局のみに係るものとなる災害においては、副本部長は、第1項第3号に掲げる者のほか、当該部局の長をもって充てることのできるものとする。

(緊急災害対策本部の組織)

第3条 緊急災害対策本部は、本部長、本部長代行、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 本部長 大臣
- (2) 本部長代行 副大臣及び大臣政務官
- (3) 副本部長 事務次官、技監及び本部長が指名する国土交通審議官
- (4) 本部員 官房長、大臣官房総括審議官、大臣官房技術総括審議官、大臣官房技術審議官、大臣官房官庁営繕部長、総

合政策局長、国土計画局長、土地・水資源局長、都市・地域整備局長、河川局長、河川局砂防部長、道路局長、住宅局長、鉄道局長、自動車交通局長、海事局長、港湾局長、航空局長、北海道局長、政策統括官、国土地理院長、気象庁長官及び海上保安庁長官のうち、その都度本部長が指名する者

- 2 本部長は、緊急災害対策本部の事務を総括する。
- 3 本部長代行は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、あらかじめ大臣が定めた順序で、その職務を代理する。
- 4 副本部長は、本部長を助け、本部長及び本部長代行に事故があるときは、あらかじめ大臣が定めた順序で、その職務を代理する。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、第1項第4号に掲げる者以外の者を本部員として参加させることができる。

(事務)

第4条 本部の事務は、次のとおりとする。

- (1) 国土交通省が実施する災害応急対策の総合調整に関すること。
- (2) 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 災害応急対策に関する関係行政機関及び関係地方公共団体並びにその他の関係者との連絡及び調整に関すること。
- (4) 緊急災害対策派遣隊の派遣に関すること。
- (5) 本部の広報に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条第1項又は第2項の目的を達成するために必要な事務

(廃止)

第5条 本部長は、災害応急対策の状況等を勘案し、本部を廃止することが相当と認められるときは、当該本部を廃止する。

- 2 第1条第2項の規定により緊急災害対策本部が設置された場合におい

て、当該災害に係る非常災害対策本部が既に設置されているときは、当該非常災害対策本部は廃止されるものとし、緊急災害対策本部が当該非常災害対策本部の事務を承継するものとする。

（広報）

第6条 本部の広報は、本部長又はその指名する者が行うものとする。

（事務局）

第7条 本部に、その事務を処理させるため、それぞれ事務局を置く。

（雑則）

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年国土交通省訓令第 号）

この訓令は、平成20年4月28日から施行する。